

**東日本大震災 日本防災士機構・日本防災士会 合同対策本部
支援活動助成金に関する規程**

(目的)

第1条 東日本大震災 日本防災士機構・日本防災士会合同対策本部（以下「合同本部」という）は、防災士による東日本大震災支援活動を円滑に進めるため、「支援活動助成金（以下「助成金」という）」を交付することとし、本規程においてその細目を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成金の対象となる活動（以下「助成対象活動」という）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 東日本大震災で激甚な被害を受けた地域での被災地支援ボランティア活動
- (2) 福島原子力発電所事故に伴う避難所の設置・運営に係る支援活動
- (3) その他、東日本大震災で被災した地域・人々の復興に係る支援活動

(助成金の種類と申請)

第3条 この助成金を申請できる者は、スタッフコートを着用するなど防災士である旨を表示して活動を行う防災士に限定する。また助成選考にあたっては特定非営利活動法人日本防災士会の支部（以下「支部」という）を優先とする。

2 助成金を申請できる活動は、防災士4名以上が午前午後を通じて1日以上実施する活動とする。

3 助成金の種類は次の通りとする。

イ 1万円

(4名以上が1日以上、現地活動する場合。ただし準備期間を除く実働日数。以下同様)

ロ 5万円(10名以上が2日間以上、現地活動する場合)

ハ 7万円(10名以上が3日間以上、現地活動する場合)

4 助成金を申請できる期間及びその期間内における助成金の総額は合同本部本部長が決定する。

5 合同本部が直接派遣する支援隊については、上記の定めに関わらず、別途予算編成するものとする。

(助成対象経費)

第4条 この助成金は、第2条に係る活動のうち、交通費、車両代、燃料代、宿泊費、記録費等の必要経費にのみ使用できるものとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする防災士は、あらかじめ、合同本部が定める書式に活動計画書、収支予算書、その他合同本部が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。ただし現地要請に基づく緊急活動の場合はこの限りではない。

(交付申請の審査)

第6条 合同本部は前条の規定による申請を受理したときは、本部長が指名する助成審査委員による審査委員会によって交付の可否を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

2 審査委員は5名以内とする。

(活動報告及び交付の時期)

第7条 助成の交付を受けようとする者は、活動終了後ただちに、活動を証する写真等を添えて報告書を合同本部に提出する。

2 合同本部は、前記報告書や添付写真類の内容が活動計画書に合致していることを確認し次第、本部長は助成金を交付する。

(交付の取り消し)

第8条 次の各号に該当するときは、交付を取り消すことができる。

- (1) 活動計画書に合致した活動が実施されなかったとき
- (2) 報告書及び活動を証する写真等の提出がなかったとき
- (3) 助成金を第4条以外の目的に使用したとき
- (4) その他、この助成金の趣旨に反したとき

(定めのない事項)

第9条 本規程に定めのない事項については、合同本部本部長が定める。

(実施)

第10条 この規程は、平成23年4月27日から実施する。